

令和5年3月10日
土木部交通対策課

江東区自転車利用環境推進方針の改定について

1 素案からの主な変更点

- (1) 方針の目的に「持続可能な社会実現に向けた自転車の活用」を追加
- (2) 「まもる」の基本方針に「ライフステージに応じた自転車ルール・マナーの普及啓発及び自転車安全利用の推進」を追加
- (3) 電動キックボードの利用ルールに、道路交通法の改正内容を追加

2 素案への意見募集の実施結果について

(1) 実施期間

令和4年12月11日～令和5年1月10日

(2) 周知方法

こうとう区報、区ホームページ

(3) 閲覧場所

区ホームページ、こうとう情報ステーション及び交通対策課窓口

(4) 実施結果

提出人数 8人

意見内容は次ページのとおり

改定版素案に対する区民意見

No	意見要旨	区回答
まもる ルール・マナーの普及啓発		
1	歩道をスピードを出して走行する危険な自転車を沢山見かける。区民全員に対し、道路交通法の内容を書面で周知すべきと考える。	道路交通法の周知等、自転車利用ルール・マナーの普及啓発を強化します。こうとう区報への掲載内容を工夫するなど、周知方法についても検討してまいります。
2	有明地区で歩道を徐行せずに走行する自転車（ママチャリ）が多く、危険な思いをすることが多々ある。有明地区の高層マンション住民に対し、自治会を通したイベントや会合を企画することで、マナー啓発を実施してはどうか。	自転車利用ルール・マナーの普及啓発を強化します。 自治会を通した啓発方法については、今後検討してまいります。
3	右側通行の割合が減った調査結果があったが、依然として車道右側通行の自転車と遭遇する。車道は左側通行である旨をより周知する施策を打てれば、今後危険を感じる機会が減ると考える。	車道は左側通行であること等の自転車利用ルール・マナーの普及啓発を強化します。こうとう区報への掲載内容を工夫するなど、効果的な周知方法についても検討してまいります。
4	近年電動アシスト自転車の普及により、体に持病がある人や高齢者、子連れでも利用しやすくなつた。都内など近距離の移動は自転車を率先して利用できるように街の環境整備をお願いしたい。 自転車は車道を走ることが推奨されているが、区内で車道を走行中に車から過度に接近され、接触事故を起こされそうになった経験が何度かあり、自転車利用を推進するためには、車よりも弱い立場の自転車の安全を確保することが最も重要であると考える。区内の自転車通行禁止の歩道についても、原則徐行で通行可能にしていただきたい。	歩道の自転車通行ができる場合※のルールを周知するなどの自転車利用ルール・マナーの普及啓発と、自転車通行空間の整備などを通じて、自転車を安全に利用できる環境整備を推進してまいります。 ※道路交通法の規定により、次の場合は自転車は歩道を通行することができます。 ①歩道に「普通自転車通行可」の標識等があるとき ②13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を利用しているとき ③道路工事や連續した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場所を通行する場合や、著しく自動車の交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、自転車の通行を確保するために、歩道を通行することがやむを得ないとき

改定版素案に対する区民意見

No	意見要旨	区回答
5	「歩道を走行する場合、車道寄りを走る」ことを守らない（知らない）人が多く、何度も危険な目に遭っている。周知徹底をお願いしたい。小中学校での自転車安全教育（講習会）を義務付けてもらいたい。	区立小学校の3年生全員を対象とした自転車安全教室と、区立中学校等を対象としたスタントマン活用自転車安全教室を開催しています。「歩道を走行する場合、車道寄りを走る」こと等、自転車利用ルール・マナーの普及啓発を、今後も継続、強化してまいります。
6	<p>①区内の橋の歩道では自転車の走行禁止にすべきである。坂のため、スピードが出て危険な目に何度も合っているため。</p> <p>②ルールブックを各家庭に配る、もしくは区に転入時渡すべきである。ルールを知らなかつたとは言わせない仕組みを作る必要がある。</p> <p>③防犯登録と同時に区内ナンバーを配布すべきである。事故が起きた際に逃げた人がわかるようになるため。</p> <p>④区報の一面に自転車利用者へのルール啓蒙記事を掲載すべきである。毎回区内での最近の自転車事故事例を載せるなど、当事者意識をもたせるべき。</p>	<p>①道路交通法の規定により、自転車は歩道を通行することができる場合が定められています。 (No.4区回答)</p> <p>歩道を通行する場合のルール※について、普及啓発を強化します。現地への標示など周知方法についても検討してまいります。</p> <p>※自転車で歩道通行する場合のルール 車道寄りを徐行（直ちに停止できるような速度で通行）し、歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければならない。</p> <p>②全戸配布しているこうとう区報を活用し、自転車利用ルール・マナーを周知してまいります。</p> <p>③ナンバープレート配布の考えはありません。</p> <p>④こうとう区報への掲載内容を工夫するなど、自転車利用ルール・マナーの普及啓発を強化してまいります。</p>

改定版素案に対する区民意見

No	意見要旨	区回答
はしる 通行環境		
7	<p>車道の一番左に、自転車走行レーンがあるが、バスや車がふさいで通行を妨げていたり、追い越して前に停車し、自転車が急ブレーキを踏まなければぶつかる事が多数あるため、ガードレールをつけるべきである。</p> <p>自転車走行レーンは車とバスは進入禁止にするべきである。</p>	<p>区道における自転車走行空間の整備において、自転車と自動車を分離した整備※1は、道路構造令等に基づく幅員の確保が困難であることから、原則、車道混在※2による自転車ナビマーク・ナビラインによる整備を行っております。</p> <p>道路の新設・拡幅工事時等、分離した幅員を確保できる場合においては、交通管理者である警察と協議し、安全な自転車走行空間を整備してまいります。</p> <p>また、路上駐車が多い路線については、交通管理者である警察と協力し路上駐車対策を行うなど、自転車を安全に利用できる環境整備を推進してまいります。</p> <p>※1自転車と自動車を分離した整備（道路交通法に基づき交通規制を伴う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車道…縁石や柵等で構造的に分離する。 ○自転車専用通行帯（自転車レーン）…自転車（軽車両）以外の車両が通行してはならない。 <p>※2車道混在による整備（法定外路面標示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自転車ナビマーク・ナビライン…自転車以外の車両も通行することができる。
とめる 駐車環境		
8	<p>亀戸駅東口自転車駐車場が汚れているため、清掃すべきである。</p> <p>自転車エスカレーター（搬送コンベア）は、電動アシスト自転車に多い太めのタイヤでは利用しづらいので、電動アシスト自転車が利用しやすい自転車駐車場を増やすべきである。</p>	<p>場内の汚れにつきましては、当該施設の指定管理者に対し、清掃に注力するとともに、汚れの目立つところがないか確認することも怠らぬよう、指導を行いました。</p> <p>電動アシスト自転車への対応につきましては、近年の利用者増によるニーズの高まりにお応えできるよう、今後の施設改修計画検討時には、多様なタイヤの形状や太さにも配慮してまいります。</p>